

かわてらす実施要項

1 本要項の位置づけ

かわてらす¹実施要項（以下、「本要項」という。）は、水辺のにぎわい創出を目指し、事業者による“かわてらす”の設置に関わる条件や手続き等を記載したものである。

2 対象エリア

かわてらすの設置の目的（水辺のにぎわい創出）に適合する地域として、本要項は、「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」（平成 26 年 2 月）に示された、隅田川における、にぎわい誘導エリア及び社会実験エリアを対象エリアとする。

- 浅草 【桜橋付近～厩橋付近】
- 両国 【蔵前橋付近～首都高速両国 JCT 付近】
- 越中島 【永代橋付近～佃大橋又は相生橋付近】
- 築地 【佃大橋付近～築地大橋付近】
- 深川 【清洲橋～隅田川大橋・（左岸）】

ただし、対象エリア以外の隅田川及び他河川での実施を希望する事業者は、別途、河川管理者に個別に相談を行うこと。



図 対象エリア

¹ かわてらす 夏の京都などでよく見られる「川床」の東京版。人々が集う川沿いの“テラス”席というだけでなく、水辺でにぎわうみんなの表情を楽しく“照らす”、太陽の光と水面に反射した光によってみんなの顔を明るく“照らす”という意味を込めたものである。

3 目 的

かわてらすは、川と街をつなぐことで、人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間を創出するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第4章の「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例（以下「特例占用」という。）を適用し、公共用地である河川敷地に設置するものである。

かわてらす設置事業者（以下「事業者」という。）は、かわてらすの活用等により、地域貢献、地域活性化、川の魅力を伝える取組等を行い、「人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出」の実現に努めること。

4 実施可能な事業者

河川敷地と隣接した建物の所有者もしくは賃借権者であること。

5 かわてらすの利用方法

- ・ 飲食スペースとして利用すること。
- ・ 建物から直接出入りできること。

※飲食以外の用途を付加することや、建物以外から出入りすること（河川管理用通路や建物の外階段等）等、他の利用方法については協議による。

6 都市・地域再生等利用区域の指定要件

特例占用の適用により、かわてらすを実施するには、河川管理者による準則第22に基づく都市・地域再生等利用区域の指定（以下「区域指定」という。）が必要となる。

なお、指定を得るにあたっては、準則第22の5の通り、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意（以下「地域の合意」という。）を図らなければならない。地域の合意の方法は、7（1）①イに示す。

7 かわてらす実施手続き

かわてらすの実施に当たっての手続きは、以下の通りとする。

（1）かわてらす設置まで

①特例占用手続き開始

ア 事前協議

かわてらすの実施を希望する事業者は、東京都建設局河川部（以下、「河川部」という。）と協議を行い、詳細な内容について確認を行う。

なお、協議に当たっては、かわてらすの概要（実施場所、用途、大きさ等）について、提示すること。

イ 地域の合意

かわてらす設置に関し、地域と調整を図り、地域の合意を得る。

なお、地域の合意の方法は、以下の通りとする。

（ア）かわてらすを実施する建物所有者及び土地所有者、地元町会、隣接建物所有者及び隣接土地所有者の合意が得られていること。なお、合意の対象は、前述した者を基本と

するが、地域の実情に合わせ、都、区、地元町会との協議により決定する。

(イ)合意に当たっては、かわてらすの設置目的、地域貢献内容、かわてらすの設置位置・大きさ、営業の時間や期間、利用用途、周辺環境への配慮策等について説明した上で合意を図ること。

なお、上記以外の地域の合意の方法として、準則第 22 の 5 に示す、河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などによる方法も可能である。

ウ 近隣説明

隣接地の建物が賃貸マンション、賃貸事務所等であるなど、地権者ではない近隣者（以下「近隣者」という。）がいる場合は、事前に実施内容の説明を行い、意見を確認すること。

エ 計画・設計協議

事業者は、本要項に記載された占用許可上の条件、構造上の基本的な条件、付属設備等に関する条件を踏まえ、協議書を作成し、河川部と協議を行う。協議書の作成にあたっては、河川部と事前調整を行った上で、必要な資料を用意する。この際、地域との合意した設置条件、営業条件、周辺環境への配慮策、地域貢献策を河川部に提示すること。

オ 利用計画書、地域合意状況の報告書の作成

事業者は、ア～エの結果に基づき、利用計画書、地域合意状況の報告書を作成し、その内容について河川部の確認を受ける。利用計画書、地域合意状況の報告書の記載内容は以下の通りである。

【利用計画書】

(1) 河川の名称

(2) 場所（住所）

(3) 利用計画の概要

ア 案内図（位置図）

イ 都市・地域再生等利用予定区域図（面積、範囲がわかるもの）

ウ 事業概要（事業目的、営業内容、営業時間、整備する施設と使い方、地域貢献、その他）

エ 占用施設

・河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第 22 条第 3 項 10 号施設であることを記載。

・占用施設の概要がわかる図面と計画・設計協議結果を添付。

オ 占用主体

・準則第 22 条第 4 項 2 号主体であることを記載。

・占用主体名称、企業概要（パンフレット等）

カ 現況がわかる資料（写真）

(4) 他の者の利用との調整等

・管理用通路や周辺の現在の利用状況を踏まえ、設置することについて他の者の利用に問題がないことを説明する。

(5) 土地利用状況、景観及び環境との調整

・周辺の環境の現況

・景観に関する配慮事項（デザイン、装飾等）

・環境に関する配慮事項（照明、騒音、プライバシー等）

(6) 河川敷地の利用調整を図る仕組み

どのような形で、今後地域との利用調整を図っていくのかを記載する。

- ・利用調整の対象地域（合意形成対象と同等とする）
- ・地域との利用調整の方法（ヒアリング、アンケート、会議による意見聴収等）
- ・地域との利用調整の頻度（必要最低限として、利用調整の対象者に対し、年 2 回以上ヒアリング及びアンケートを行い、都区に報告を行うこと。）

【地域合意状況の報告書】

(1) 河川の名称

(2) 場所（住所）

(3) 合意形成対象者

- ・かわてらす設置建物と合意形成対象者の位置関係がわかる地図等の図面を添付すること。

(4) 占用方針

- ・占用施設
- ・占用主体
- ・占用に当たっての地域と合意した事項（配慮事項等）

(5) 合意形成対象者との合意議事録及び近隣者の意見

(6) その他

カ 利用計画書、地域合意状況の報告書の地元区への提出

事業者は、都が確認を行った利用計画書、地域合意状況の報告書を地元区へ提出し、区域指定要望書の河川管理者への提出について調整を図ること。

② 占用許可申請

①エ 設計・計画協議の結果を踏まえた、占用の許可申請を河川管理者に提出する。なお、隅田川の河川管理者は以下の通りである。

位置	河川管理者
台東区内	東京都第六建設事務所
墨田区内、江東区内	東京都第五建設事務所
中央区内	東京都第一建設事務所

③ 占用開始

事業者によりかわてらすを設置する。設置に当たっては、その他の設置に必要な調整（建築、保健所、消防等）を事前に別途行っておくこと。

(2) かわてらす供用開始後

① 地域との利用調整

年 2 回以上、地域の合意対象者にヒアリング及びアンケートを実施し、必要があれば改善等の措置を行い、その結果を河川管理者に報告する。

② 運営報告の実施

年 2 回以上、運営報告（利用者数、売上、地域貢献の実施内容等）を河川管理者に行うこと。

【地域との利用調整・運営状況の報告】

- (1) 河川の名称
- (2) 場所（住所）
- (3) 占有者
- (4) 地域との利用調整結果
 - ・ヒアリング、アンケート等の結果／・結果のとりまとめ・分析
- (5) 運営報告
 - ①地域貢献の実施報告
 - ②利用者数の報告（月ごと）
 - ③売上の報告（月ごと）
- (6) かわてらすの効果に関する分析
- (7) 今後の地域貢献の予定

(3) 占有更新時**①地域合意**

かわてらすの設置更新に関し、地域と調整を図り、地域の合意を得る。なお、合意形成対象、内容については、(1) 占有許可開始時と同様とする。

②近隣説明

近隣者がいる場合は、状況に応じて事前にかわてらすの設置更新に関する説明を行い、意見を確認すること。

③地域合意状況の報告書の作成

事業者は、①～②の結果に基づき、地域合意状況の報告書を作成し、その内容について河川部の確認を受ける。なお、地域合意状況の報告書については、(1) 占有許可開始時と同様とする。

④地域合意状況の報告書の地元区への提出

事業者は、河川部が確認を行った地域合意状況の報告書を地元区へ提出し、区域指定要望書の河川管理者への提出について調整を図ること。

8 かわてらすの占有許可上の条件

- ・ かわてらすの設置にあたり、占有許可申請の前に河川管理者と協議を行うこと。
- ・ 占有に伴う危険を防止するため、施設利用者の安全管理や管理用通路の安全確保のための必要な措置を講ずること。
- ・ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達態勢を整備し、占有施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- ・ 洪水、高潮等の緊急時及び河川工事の施工に支障となる場合、占有施設の除去・移転等を行うこと。
- ・ 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合の河川管理者による補償行為は行わない。
- ・ 占有施設の維持管理を十分に実施すること。
- ・ かわてらす上での火気の使用については、原則、認めない。火気の使用を希望する場合は、地域の合意を必要とする。
- ・ 近隣に対して、騒音や視線、照明、衛生等の配慮を行うこととし、地域との合意した条件等の

内容を占用許可申請書に添付すること。

- ・ 利用者により排出されたごみ等を定期的に撤去する等、衛生的な環境を維持すること。
- ・ 営業時間は、基本的に、店舗の営業時間に準ずることとするが、特に夜間の営業については、近隣に配慮し、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- ・ 休業日においても、施設の安全性を確保するための措置を講じること。
- ・ 許可内容の変更が生じた場合は、改めて変更の許可申請を行うこと。
- ・ 利用計画書に定めた地域貢献策（清掃や緑化などの周辺環境の向上、隅田川の魅力向上や地域活性化に資する取組等）を着実に実施し、本事業を行うにあたって、地域住民の理解を得られるよう努力すること。
- ・ 隅田川花火大会時に通行止めとする区間においては、隅田川花火大会時の利用は不可とする。

9 構造上の基本的な条件

- ・ 管理用通路幅は、原則として3 m以上とすること。
- ・ 管理用通路通行高は、2.5 m以上とすること。
- ・ 管理用通路にかかる上載荷重は5 kN/m²までとし、荷重分散できる基礎形状とすること。
- ・ 耐震工事および治水上の緊急時等に撤去できる構造とする。
- ・ 堤防の点検時等に必要な1 m程の離隔を確保すること。
- ・ 外観を損なうような構造物（囲い等）は、原則設定しないこと。

10 付属設備等に関する条件

- ・ 歩行者等が管理用通路を安全に通行するため、照明等の必要な設備を設置すること。
- ・ かわてらす上に照明施設を設置する場合、照度・光線角度等は、近隣住宅に配慮すること。
- ・ デザインは、隅田川の景観に配慮したものとすること。
- ・ 隅田川からの外観に配慮した照明等の装飾を行うこと。
- ・ 広告物は、隅田川の景観に配慮した自家用広告物に限り、提示することができる。（屋外広告物条例）

11 費用負担

- ・ かわてらすの実施に係る費用は、事業者がすべて負担する。

12 占用許可期間

- ・ 準則に定められた期間以内で、河川管理者との調整により決定する。

13 問合せ先（事務局）

東京都建設局河川部計画課河川利用促進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 6 階
電話 03-5320-5486 FAX 03-5388-1533